

島田市総合計画

【後期基本計画】

(案)

島 田 市

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 総合計画 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨と背景 | 2 |
| 2 計画の役割 | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の構成 | 3 |
| 基本構想 | 5 |
| 1 基本構想について | 6 |
| 2 基本理念 | 7 |
| 3 将来像 | 9 |
| 4 市民・事業者・行政の責務 | 10 |
| 5 土地利用構想 | 11 |
| 6 施策の大綱 | 18 |
| 7 施策の体系 | 24 |
| 基本計画 | 27 |
| I 基本計画の前提 | 28 |
| 1 人口・世帯数・就業者数の将来見通し | 28 |
| 2 市民意識の状況 | 33 |
| 3 近年の社会情勢 | 39 |
| 4 まちづくりの主要課題 | 42 |
| 5 前期計画の評価と後期計画への施策の位置づけ | 47 |
| II 重点プロジェクト | 50 |
| 1 ほっと定住プロジェクト | 51 |
| 2 やりがい協働プロジェクト | 52 |
| 3 にぎわい交流プロジェクト | 53 |
| 基本計画の見方 | 54 |
| 1-1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成 | 56 |
| 1-2 総合的な道路網の整備 | 60 |
| 1-3 公共交通基盤の整備 | 64 |
| 1-4 住環境の整備 | 68 |
| 1-5 公園緑地の整備 | 72 |
| 1-6 魅力ある景観の保全 | 76 |
| 1-7 地域情報化と電子自治体の推進 | 78 |
| 2-1 危機管理体制の強化 | 82 |
| 2-2 地震、風水害、土砂災害対策の充実 | 86 |
| 2-3 消防・救急・救助体制の充実 | 90 |
| 2-4 地域防犯体制の強化 | 94 |

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 2－5 | 交通安全対策の充実 | 96 |
| 2－6 | 消費生活対策の充実 | 100 |
| 3－1 | 農林業の振興 | 102 |
| 3－2 | 工業の振興 | 108 |
| 3－3 | 商業・サービス産業の振興 | 112 |
| 3－4 | 観光の振興 | 114 |
| 4－1 | 地域福祉の推進 | 118 |
| 4－2 | 子ども・子育て支援の推進 | 122 |
| 4－3 | 高齢者福祉の推進 | 128 |
| 4－4 | 障害者福祉の推進 | 132 |
| 4－5 | 健康づくりの推進 | 136 |
| 4－6 | 地域医療の充実 | 140 |
| 4－7 | 国民健康保険事業の健全な運営 | 144 |
| 5－1 | 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進 | 148 |
| 5－2 | 循環型社会の推進と生活環境の保全 | 152 |
| 5－3 | 自然環境の保全と活用 | 156 |
| 5－4 | 環境教育の充実 | 160 |
| 6－1 | 学校教育の充実 | 162 |
| 6－2 | 生涯学習の充実 | 166 |
| 6－3 | 青少年の健全育成 | 170 |
| 6－4 | スポーツの振興 | 174 |
| 6－5 | 芸術・文化活動の振興 | 178 |
| 6－6 | 歴史資源の保存と活用 | 180 |
| 7－1 | 市民参加・地域主体のまちづくりの推進 | 184 |
| 7－2 | 人権の尊重、男女共同参画社会の形成 | 188 |
| 7－3 | 公共施設の整備と適正配置 | 192 |
| 7－4 | 地域内外の交流の促進 | 196 |
| 7－5 | 開かれた行政と行財政の効率化 | 200 |

総合計画

総合計画

1

計画策定の趣旨と背景

当市においては、平成20年に基本構想（平成21年度～平成30年度）と前期基本計画（平成21年度～平成25年度）で構成する「島田市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。

その間、世界に目を向けると、リーマンショックや構造的な問題が顕在化した欧米諸国の債務危機による世界経済の減速、日本国内では、それに起因した雇用情勢や地域経済の停滞による国・地方の財政状況の悪化、少子高齢化のさらなる進展など、社会経済情勢が大きく変化し、先行きが不透明な状況が続いています。

加えて、平成23年3月に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災は、防災対策のほか、エネルギー政策や地域コミュニティのあり方など新たな課題を浮き彫りにしました。

平成25年度をもって満了となる前期基本計画を引き継ぐ後期基本計画（平成26年度～平成29年度）は、こうした厳しい社会情勢のなか、質的成長を重視し、市民が日々の生活において幸せを実感できる施策を盛り込んでいきます。前期基本計画の評価や課題、今後の社会状況の変化などを踏まえ、魅力あるまちづくりを実現する施策の展開により、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて取り組む計画とします。

2

計画の役割

総合計画の基本構想については、地方自治法により自治体にその策定義務が課せられていましたが、平成23年の法改正に伴い策定義務が撤廃されました。このことから、基本構想を含む総合計画の策定だけでなく、その役割についても自治体の裁量に委ねられることになりました。

当市における総合計画の扱いについては、引き続き市政運営の最上位計画として定めることとし、市民と行政が協働によってまちづくりを進めていくための総合的な指針とします。

3 計画の期間

社会情勢の急速な変化に対応するため、「島田市総合計画」の期間を平成21年度から平成29年度までの9年間に改め、「後期基本計画」の期間を平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

| 年度(平成) | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | … |
|--------|--------|----|----|-----------------|----|----|----|------|----|----|----|----|---|
| 基本構想 | 基本構想 | | | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画 | | | 後期基本計画 (本計画) | | | | 次期計画 | | | | | |
| 実施計画 | | | | | | | | | | | | | |

4 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想

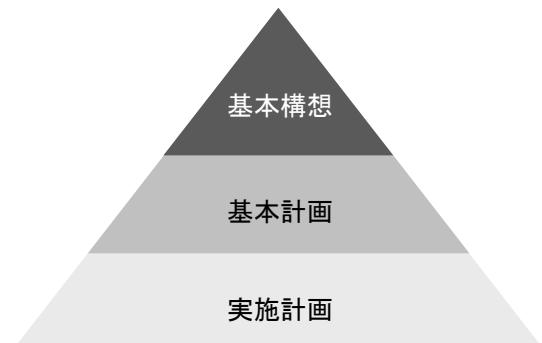
市の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱。

(2) 基本計画

基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針。社会経済環境の変化等に的確に対応できるよう、計画期間を前期と後期に分割します。

(3) 実施計画

基本計画に位置づけられた、個々の施策の実効性を担保する予算編成における具体的な指針。計画期間を3年とし、毎年度ローリング方式により見直します。



基本構想

基本構想

1

基本構想について

本格的な少子高齢社会の到来や経済の低成長、環境問題の深刻化、国・地方を通じた厳しい財政状況など、近年の社会経済状況は大きく変化しています。当市においても少子高齢化や人口減少への対応、発生が危惧される南海トラフ巨大地震への対応、地域経済の活性化、豊かな自然環境の保全などさまざまな課題があります。

こうしたなか、多様化する地域の課題やニーズに的確に対応し、より自立した市であるためには、合併という基本的な枠組みの変化を踏まえ、静岡県の志太榛原・中東遠地域の拠点都市として、さらなる発展を目指していく必要があります。

そのための指針として、基本構想は、平成29年度を目標年次とし、まちづくりの目標となる将来像と、これを達成するために必要な施策の基本的な方向を定め、目的・成果・結果を重視する行政経営型・目的指向型の行政運営計画として策定するものです。

策定にあたっては、「島田市・金谷町新市建設計画」及び「島田市・川根町合併市町村基本計画」との整合を図りつつ、島田市総合計画審議会や市民意識調査（住民アンケート調査）の結果、タウンミーティング等で出された意見などを十分に踏まえたものとしています。

基本構想は、平成29年度までの市政運営における指針であると同時に、当市の市民や事業者、さまざまな団体にとってもまちづくりの共通の目標となるものです。この計画を市民・事業者・行政が共有し、互いに連携・協働しながら、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

2

基本理念

これからまちづくりを進める上で、基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として定めます。これは、市民一人ひとりが、意識をもって取り組むまちづくりの共通の指針となるものです。

**ここにしかない「個性」を大切に
どこよりも「元気」に
ともに支え合い「協働」して**

◆ここにしかない「個性」を大切に

大井川や牧之原台地などの自然環境、茶やバラに代表される一次産品、大井川鐵道のSLや川根温泉、田代の郷温泉などの観光交流資源、大井川川越遺跡や蓬萊橋といった歴史・文化資源など、当市にしかない資源を守り、未来に伝えます。

これらの資源を、身近な生活環境の向上をはじめ、産業の活性化や教育・文化活動の振興、市民の健康づくりなど、快適な生活空間づくりやまちの魅力・個性の強化に積極的に活かすことで、この地域だからこそ住みたくなる、いつまでも住み続けたくなるまちづくりを目指します。

◆どこよりも「元気」に

東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ、富士山静岡空港といった広域交通拠点や大井川流域の豊かな地域資源を有する立地特性を活かし、人や地域が相互に連携し、呼応しあった相乗効果の高いまちづくりを目指します。

その中で、技術・ノウハウ・知識を結集させ、豊かな水や木材などの当市の資源を活かした企業の立地を促し、十分な雇用の場が確保されるよう、産業の活性化を図ります。

地域の魅力・個性を積極的に発信することで、多くの人が訪れ、にぎわいにあふれるまちづくりを進めます。

こうした取組の中で、新たな元気・活力を呼ぶ若者の定住化を促進し、輝く未来を担う豊かな人材が育っていくまちづくりを進めます。

◆ともに支え合い「協働」して

だれもがお互いを認め合い、支え合いながら、世代を超えて健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

このため、自主的・自発的なコミュニティ活動や市民活動を促進し、市民自らが自らの住むまちをより良くしていこうとする市民主体のまちづくりを進めます。

郷土を愛する気持ちのもと、市民・事業者・行政それぞれが互いにその特性や役割を理解し、相互の信頼関係に基づく対等な立場で、ともに力を合わせる協働のまちづくりを進めます。

3

将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、当市が目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。将来像は、島田市と金谷町及び川根町の合併時に定めた“フレッシュ牧之原 ゆうゆう大井川 未来へはばたけ ^{きそう}輝創都市”という目指すべきまちの姿や基本的な精神を尊重しつつ、周辺市町の合併等も考慮し、今後、市民・事業者・行政がまちづくりに取り組むにあたって、さらに親しみやすくしたものとして定めるものです。

＜将来像＞

**人と産業・文化の交流拠点
水と緑の健康都市 島田**

- 大井川と周辺の自然環境は、市民共通の心象風景であり、その豊かな恵みによってつながり、育まれてきた流域の文化を継承し、島田市固有の資源が未来に向けて輝きを放つようなまちづくりを目指します。
- 当市固有の資源を背景に、市民が創造的な取組を進める中で、まちの魅力を相乗的に高めながら、地域内外に積極的に発信することにより、人と産業・文化がいきいきと活発に交流する拠点を目指します。
- 大井川の清流、牧之原台地などの茶畑や周辺の豊かな緑によって支えられた自然環境を未来に継承しながら、まちも市民も活気と活力にあふれ、健康的に成長していく都市を目指します。

4

市民・事業者・行政の責務

将来像の実現に向け、市民・事業者・行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むための、それぞれの「責務」を定めます。

(1) 市民の責務

市民は、まちづくり活動の主役であるという意識のもと、家族・地域・市民全体の幸せについて、さらには、社会全般の問題についても主体的に考え方行動します。

(2) 事業者の責務

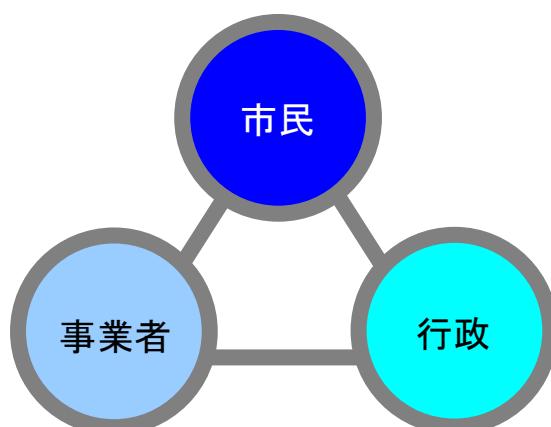
事業者は、当市の構成員であるという意識のもと、それぞれの経営理念に基づく事業活動により、安全で良質な商品やサービスなどを提供し、さらには社会貢献活動を通して、地域との信頼関係や協力関係を構築します。

(3) 行政の責務

行政は、市民の負託を受けた公共の担い手として、将来像の実現に向け、市民の意向を踏まえつつ施策・事業を選択・実行するとともに、市民活動の支援を行うなかで、全体としてまちづくりを進めます。

さらに、財政力・組織力など行財政基盤の強化を図るとともに、複雑化する行政課題に対し、効果的、効率的で機敏な対応をします。

協働



5

土地利用構想

(1) 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤となっています。

このため、市域の土地利用については、基本的人権について最大限の配慮を払い一つ公共の福祉を優先させ、自然環境に配慮しながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に調和した、健康で文化的な生活環境の確保と市域全体の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

(2) 土地利用の基本方針

当市の土地利用は、市民意識調査の結果や計画策定の背景、土地利用の基本理念などを踏まえ、次に示す基本方針に基づき、長期的展望のもと、総合的かつ計画的に行うものとします。

①自然と共生した土地利用

自然環境は次の世代へ引き継ぐ貴重な資源であることから、土地利用にあたっては、大井川や森林、農用地などの優れた自然の保全や都市環境と調和した身近な自然の維持・復元などを進め、温暖化問題など地球的視点に立って、環境への負荷の軽減を図り、自然と共生した土地利用を図ります。

②災害に強い安全な土地利用

市民が安全で安心して暮らすことができるよう、南海トラフ巨大地震等による地震災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、河川整備の促進や農用地、森林の保全や機能の維持・向上に努め、災害に強い安全な土地利用を図ります。

③市全体のバランスのとれた土地利用

商業機能や居住機能の計画的な誘導により、中心市街地から農山村地域に至るまで、周辺環境と調和したバランスの取れた土地利用を図ります。

また、既存市街地では高度利用や機能集積を促し、効率的な行政経営にも貢献する土地利用を進めます。

④地域の魅力や個性を生かした土地利用

郷土への愛着や誇りが育まれるように、豊かな自然環境、茶畠、固有の歴史・文化、多彩な産業などの地域の魅力や個性を活かした土地利用を図ります。

⑤快適でうるおいある土地利用

道路・公園などの都市基盤の整備や地域特性と調和した居住環境の整備により、誇りや愛着を持てる美しい景観の形成に努め、快適でうるおいある土地利用を図ります。

⑥活力あふれる土地利用

地域の経済を支える農林業、商工業、観光などの産業基盤の整備・充実により、活力あふれる土地利用を図ります。

さらに、市内外の人が集い、活発に交流する拠点の整備・充実を図ります。

⑦市民や地域の主体的な参画

土地利用の実現にあたっては、土地利用に対する市民意識の啓発を図り、市民と事業者、行政の協働による土地利用施策の取組を促進します。

また、市内の各地域間の交流・連携を図るとともに、まちづくりや森づくり、農地の保全管理などに取り組むさまざまな活動組織の育成を通じ、市民や地域の主体的な参画によるまちづくり活動を促進します。

(3) 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の6区分とし、各区分別の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

①農用地

農用地は、農業生産活動の場としてだけでなく、国土保全、水源かん養、自然環境保全、良好な景観の形成、農耕文化の伝承などの機能を有し、市民に安心やうるおいを与えるさまざまな役割を担っています。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、農用地の適切な維持・管理が求められています。

このような点を踏まえ、農用地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア まとまりのある農用地や農業生産基盤の整った農用地などの優良農用地については、積極的に保全します。
- イ 農業生産基盤の整備を進め、農作業の効率化、生産性の向上を図ります。
- ウ 遊休農地の把握と有効活用に努めます。
- エ 農業が体験できる場、地域住民と都市住民の交流の場など、グリーンツーリズムの要素を含めた農用地の利用を進めます。
- オ 市街地や集落地内に介在する農用地については、保全すべき農用地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地区画整理事業との調和に努めます。

②森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源かん養、土砂流出や崩壊などの災害防止、二酸化炭素の吸収源などとしての環境保全、良好な景観の形成、グリーンツーリズムの場の提供などのさまざまな役割・機能を担っています。

一方で、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより、森林の管理水準の低下が進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、森林に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 森林の持つさまざまな役割・機能が総合的に発揮できるよう、市民と行政が協力して森林資源の計画的な保全、整備、活用に努めます。
- イ 優れた自然環境を有する森林については、引き続き保全していくとともに、グリーンツーリズムや環境学習の場、自然体験学習の場などとして、市民が森林と親しむ空間を整備します。
- ウ 生態系の保全に配慮し、貴重な動植物が生息している森林の適正な維持、管理を図ります。

③水面・河川・水路

水面・河川・水路は、治水などの安全性の確保や安定した水供給、市民の身近なオープンスペース・親水空間の提供、生物多様性の確保などのさまざまな役割・機能を担っています。

一方で、生活排水などによる水質の悪化や河川整備などに伴う身近な自然環境の喪失、施設の老朽化などが進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、水面・河川・水路に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 水害から市民生活を守るため、計画的な河川改修を進めるとともに、適正な維持・管理を推進します。
- イ 水質浄化や河川美化により、美しい河川の維持・回復を図ります。
- ウ 河川整備にあたっては、治水、利用、環境などに配慮しながら、本来の自然的姿を活かしたうるおいある水辺空間の創出を図るとともに、高水敷の有効活用や市民が水に親しみ、憩い、ふれあいのできる環境づくりを進めます。
- エ 農業生産への安定した水供給を図るため、既存の用排水路の適切な維持・管理及び計画的な用排水路の整備を推進します。

④道路

道路は、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支え、市全域の均衡ある発展を支える基盤として欠かせないものであることから、機能性の高い道路網の整備が不可欠となっており、加えて、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などの社会環境の変化や将来の土地利用動向への適切な対応が求められています。

一方、限りある財源のなかでは緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、需要予測を的確に見据えた現実的な対応が必要となっています。

このような点を踏まえ、道路に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 市域の交流・連携を高め、地域の均衡ある発展や市民生活の利便性の向上、都市防災機能の強化などを図るため、道路網の整備・充実を図ります。
- イ 整備にあたっては、道路整備プログラムなどに基づき、緊急性、重要性などを総合的に勘案し、広域交通、市内交通、生活交通のそれぞれが担うべき交通特性に合った機能の充実を図ります。
- ウ 農・林道については、農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適正な維持・管理を図るため、地域環境に配慮しつつ計画的な整備を図ります。

⑤宅地

【住宅地】

住宅地は、豊かな住生活の実現を図るための根幹的な役割を担っており、安全で快適な居住環境の形成や居住水準の向上が求められています。

また、今後も世帯数の増加やライフスタイル・価値観の多様化等による住宅地需要の高まりが予測されることから、良質な住宅地の創出に努めていく必要があります。

このような点を踏まえ、住宅地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 既存の住宅地、集落地がそれぞれ抱える生活基盤施設の遅れなどの課題に適切に対応し、快適な居住環境の整備・充実を図ります。
- イ 新たな住宅地の整備は、秩序ある市街地形成の観点から、需要と供給のバランスに配慮しながら、現行の用途地域及びその周辺地域を中心に、地域に合った規模や機能を有した質の高い魅力的な住宅地の整備・充実を図ります。
- ウ 整備にあたっては、地域特性や周辺環境との調和、災害に対する安全性の確保などに十分配慮します。

【工業用地】

工業用地は、雇用の安定や経済の活性化を図り、市民の豊かな暮らしを支えるなど市全体に大きな効果をもたらします。

また、社会構造の変化や地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自主・自立が求められており、今後も、適切な指導のもとで、豊かな水資源や交通の優位性を活かし、産業基盤の整備に力を注いでいく必要があります。

このような点を踏まえ、工業用地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新たな産業需要や産業構造の変化に対応し、地域経済の活性化や安定した雇用機会の拡大を図るため、国内外からの企業誘致などに必要な工業用地を確保します。
- イ 既存の工業用地や工業団地については、未利用地の効率的利用を進めるとともに、周辺環境に配慮し、良好な環境の維持・充実を図ります。

【その他の宅地】

商業・業務地や公共公益施設用地などは、市民生活にとって欠かせないものであり、地域コミュニティの核、人々の交流の場としても重要な役割を果たしています。一方、生活様式の変化や車社会の進展による大型店の郊外への出店などの影響で、市街地の空洞化が進んでいます。

今後は、地域特性を活かした新たな市街地空間の形成が求められており、商業の活性化や複合的な施設集積が期待されています。

このような点を踏まえ、その他の宅地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 商業・業務地については、地域の成り立ち、環境、歴史文化などを活かした市街地の再生や大規模店舗との共生を図り、各地域における商業・業務地の魅力の向上を図ります。
- イ 流通・研究施設や交流拠点の形成、交流人口拡大に資する施設などの用地については、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新規の需要に対応し、商業・観光・交流機能の充実を図るため、必要な施設用地を計画的に確保します。
- ウ 文教施設、福祉施設などの公共公益施設用地については、中心市街地における交流機能の充実や地域バランスに配慮しながら、整備・充実を図ります。

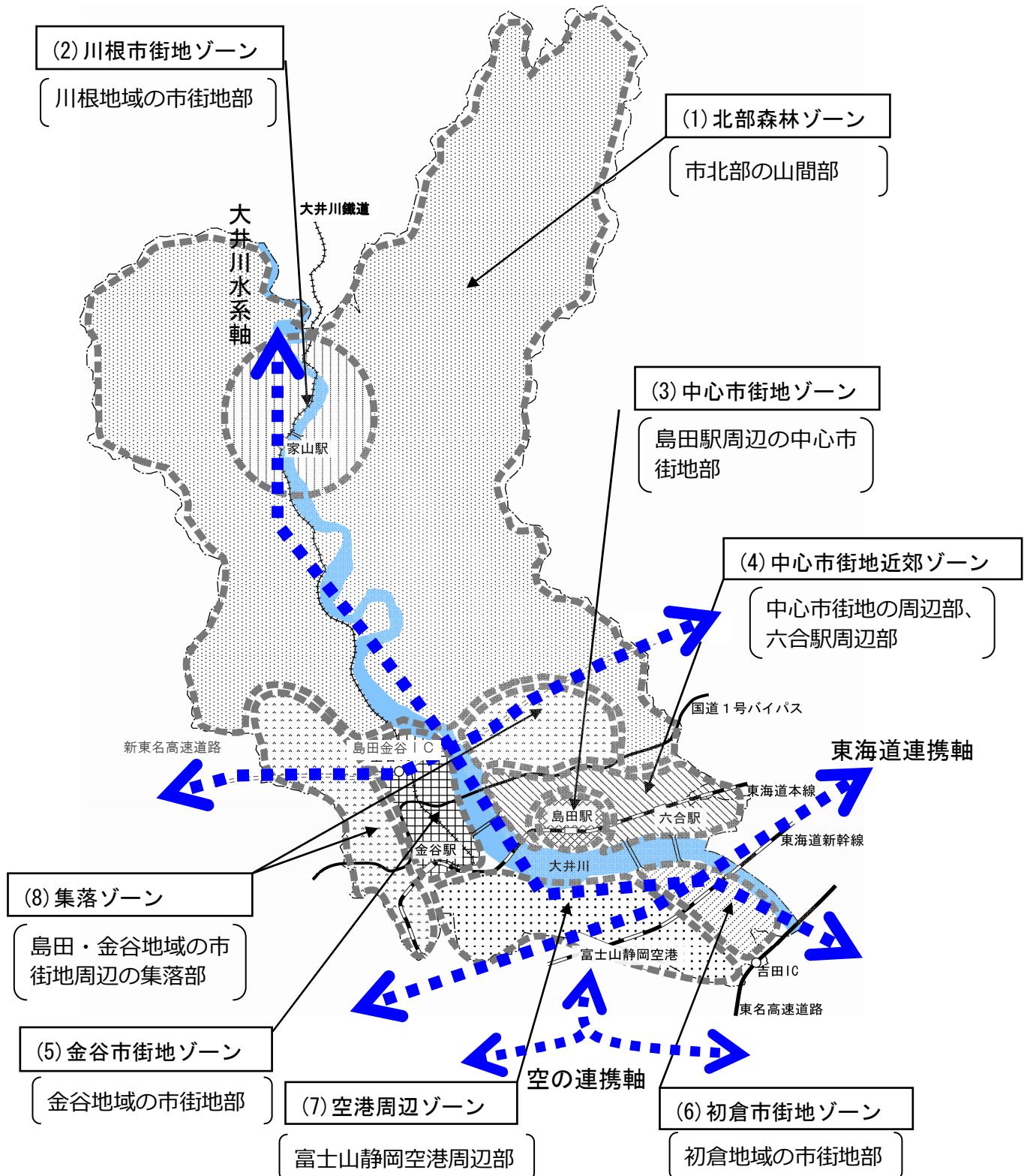
⑥その他

その他の土地利用のうち、主なものについて土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、市民の多様な需要を踏まえ既存施設の整備・充実を図ります。新たな施設整備については、地域バランスや災害時の避難地としての機能などに配慮し、計画的に進めます。
- イ 歴史・文化遺産については、当市のかけがえのない財産として、観光的・レクリエーション的な活用を含め、保全、整備に努めます。
- ウ 工場跡地などの低・未利用地については、土地の有効利用を促進します。また、遊休農地は、農地としての活用を推進します。

(4) 地域類型別の土地利用の展開

土地利用の基本方針及び利用区分別の土地利用の基本方向を踏まえて、市域を以下の地域類型ゾーンに区分し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を展開します。



6 施策の大綱

まちの将来像を実現するため、まちづくりの目標として「施策の大綱」を次のとおり定めます。

(1) 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち

適正な土地利用を推進する中で、富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路、JR東海道本線、大井川鐵道といった東西及び南北に広がる交通基盤を活かし、広域交流機能の一層の向上を目指すとともに、訪れた人が快適に滞在できるような取組を進め、通過点にしない“新”宿場町としてのまちづくりを目指します。また、国内はもとより海外とのひとやものの交流を促進します。

大井川に架かる橋りょうや幹線道路、生活道路の整備、コミュニティバスなどの公共交通の充実を図ることで、地域内の連携と一体化を強化し、だれもが快適に移動できる交通体系を構築するとともに、市民が安心して快適に住み続けられるよう住宅・居住環境の確保と公園・緑地が整備された緑豊かな都市空間の実現を目指します。

また、宿場町の歴史的なまちなみや旧東海道石畳、蓬萊橋、野守の池など、地域の魅力的な資源を活かし、心地よい景観の形成を目指します。

さらに情報通信基盤の強化により、すべての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる地域社会を目指します。

これらの取組により、都市・生活基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまちを目指します。

施策の柱

- ◆全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- ◆総合的な道路網の整備
- ◆住環境の整備
- ◆魅力ある景観の保全
- ◆公共交通基盤の整備
- ◆公園緑地の整備
- ◆地域情報化と電子自治体の推進

(2) 市民が安全・安心に暮らせるまち

南海トラフ巨大地震の切迫性が指摘されるなか、地震や風水害等の自然災害に備えるため、防災体制の充実を図るとともに、被害の軽減を目指した災害に強いまちづくりを進めます。

また、台風、豪雨による風水害の防除と土砂崩壊の発生を防止し、その被害の軽減を目指すとともに、林地の荒廃による倒木、土石流の未然防止と復旧によって森林の保全を図り、土砂災害による被害を軽減するまちづくりを進めます。

また、多様化する災害への迅速な対応や地域に密着した消防・救急・救助体制を充実し、火災発生の防止に努め、その被害の軽減を目指すとともに、市民一人ひとりが、そして地域・関係機関が一体となった防犯のまちづくりを推進し、犯罪のない地域社会を目指します。

一方、学校・地域の連携を強化し、交通事故から市民を守るまちづくりを進めるとともに、市民が安心して消費生活が送れる地域社会の実現を目指します。

これらの取組により、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

施策の柱

- ◆危機管理体制の強化
- ◆地震、風水害、土砂災害対策の充実
- ◆消防・救急・救助体制の充実
- ◆地域防犯体制の強化
- ◆交通安全対策の充実
- ◆消費生活対策の充実

(3) 産業がいきいきと活発なまち

農林業の生産性の向上に向け、生産基盤の充実や地産地消の取組、加工・製造、流通、販売の連携強化などを進めるとともに、茶をはじめとする当市の特産品による産業振興を目指し、併せて次代を担う後継者の育成支援を図ります。

工業については、企業立地の受け皿づくりを進めるとともに、広域交通拠点機能を活かした産業の振興と雇用の場の充実、拡大を図ります。

商業については、市街地の整備などにより、気軽に訪れ、立ち寄れる、にぎわいある商店街づくりを進め、地元の特性を活かした活性化を図ります。また、富士山静岡空港の開港による空港関連サービス等の新たな需要に対応したサービス産業の育成を図ります。

観光については、新たな地域資源の発掘や観光を支える人材の育成など、業種の垣

根を越えた連携を進めるとともに、各地の観光施設の充実や各資源のネットワーク化により市全体の魅力を高めます。

また、国際化と情報化に対応した地域内外への情報提供・発信により国内外の集客力の強化を図るとともに、関連施設の誘致を含め観光サービス体制の充実を進めます。これらの取組により、産業がいきいきと活発なまちを目指します。

施策の柱

- ◆農林業の振興
- ◆商業・サービス産業の振興
- ◆工業の振興
- ◆観光の振興

(4) だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち

家族や地域、企業が一体となって子育てを応援し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

また、子どもも、おとなも、若者も、高齢者も、障害のある人もだれもがそれぞれの力を出し合い、支え合いながら快適な生活を送ることができるよう交流活動の促進に努めるとともに、多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域のなかで、生きがいを持って暮らしていくような環境づくりを目指します。

さらに、疾病予防や市民の健康維持・増進を促進し、市民の主体的な健康づくり活動を積極的に支援します。また、医療については、疾患構造の変化に対応した医療の高度化、専門化の推進に努めるとともに、市民の医療ニーズに対応した適切な医療サービスを提供するために、医療関係機関の相互協力による包括的な地域医療体制の確立に努めます。併せて、救急医療体制や災害時の医療、救護体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業は、財政基盤の健全化と安定的な運営に努めます。

これらの取組により、だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまちを目指します。

施策の柱

- ◆地域福祉の推進
- ◆高齢者福祉の推進
- ◆健康づくりの推進
- ◆国民健康保険事業の健全な運営
- ◆子ども・子育て支援の推進
- ◆障害者福祉の推進
- ◆地域医療の充実

(5) 自然と共生する資源循環型のまち

地球温暖化防止対策や公害防止対策など環境への負荷を低減させるまちづくりを推進することで、持続的な発展が可能な地域社会の構築に努めるとともに、廃棄物の再資源化や公共下水道の効率的な整備による循環型社会の形成を目指します。

また、大井川などの豊かな自然環境を守り育てる活動を支援します。

さらに、環境教育を充実し、環境問題に主体的に取り組むことのできる人づくりなどを積極的に推進します。

これらの取組により、自然と共生する資源循環型のまちを目指します。

施策の柱

- ◆環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- ◆循環型社会の推進と生活環境の保全
- ◆自然環境の保全と活用
- ◆環境教育の充実

(6) 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち

家庭や地域と連携し、小中学校における個に応じた指導の推進や幼児期の教育の充実に努めるとともに、安全な学校施設の整備を進めます。また、地域の風土に根ざした学習環境を取り入れ、地域への愛着や市の一体感を育む学校教育を推進するとともに、生涯学習については、学習内容の充実や生涯学習関連施設の利便性の向上を図るとともに、市民活動やイベントを支援するなど、さまざまなニーズに応じた学習環境の向上に努めます。

青少年の健全育成については、家庭・学校・地域が一体となって、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を育てていくことができるよう支援します。

また、大井川河川敷の活用をはじめとして、各種スポーツ施設・広場・公園等を充実し、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。

さらに、芸術・文化活動の振興のため、地域の伝統、祭りの継承や質の高い芸術・文化に触れる場の拡大など、市民が取り組む芸術・文化活動を支援します。特に、当市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深めるような取組を進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。

地域に残る歴史資源については、保全するだけではなく、市民の誇りとなるよう洗練させて、活用します。

これらの取組により、人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまちを目指します。

施策の柱

- ◆学校教育の充実
- ◆生涯学習の充実
- ◆青少年の健全育成
- ◆スポーツの振興
- ◆芸術・文化活動の振興
- ◆歴史資源の保存と活用

(7) 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち ~まちづくりの進め方~

右肩上がりの経済に支えられていた時代においては、行政は幅広い分野でさまざまな公共サービスを提供してきました。しかし、現在の国・地方を通じた厳しい財政状況の中にあっては、これまでの行政システムでは、高度・多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題にすべて対応することは困難な状況になっています。その一方で、市民は、社会貢献や自己実現に関心を持ち、それぞれの立場で自主的・自発的な取組を行う市民活動をさまざまな分野で活発に行っています。

これからまちづくりでは、市民と行政がそれぞれの特性に応じて責任や役割を分担しながら、相互の信頼と理解の上に共通の目的に向かって協力して働く「協働」の必要性がさらに高まります。このような取組を拡大し、定着させていくことが、自治の基本ともいえる市民主体のまちづくりにつながります。

そのため、自主性・自発性・自立性を大切にする環境を整えながら、適切な役割分担のもとに新たな公共サービスを担う市民活動を側面的に支援します。市民及び市民活動団体の柔軟な視点が政策に反映されるよう政策形成過程への参画を進めることにより、まちの課題について考え、その解決に向けて主体的に取り組む、話し合い、助け合いのまちづくりを進めます。

また、性別、年齢などにかかわらず、一人ひとりが命の尊さや個を尊重し、だれもが平等に活躍できる社会の形成を目指します。

こうした信頼関係に基づく協働のまちづくりを進める上では、その大前提として、行政にあっては、開かれた透明性の高い行財政運営を進めるとともに、効率的で効果の高い施策展開を進めます。また、地方分権の進展や社会経済状況の変化に伴う行政課題の複雑化、多様化に的確に対応するために、行政組織の見直しを行うとともに、人材の育成に努め、行政サービスの向上と効率化による生産性の高い行政経営を目指

します。さらに、公共施設の適正な配置を図るとともに、長期的視点に立った選択と集中による計画的な施策の展開を進め、健全な財政運営を図ります。

そして、国内外との交流を積極的に推進するとともに、行政や民間企業を含めた市民自らが当市の魅力を再認識し、国内外に広くPRして認知度を高め、存在感のある都市となることを目指します。

これらの取組により、市民と行政がともに創る、活力に満ちたまちを目指します。

施策の柱

- ◆市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- ◆人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- ◆地域内外の交流の促進
- ◆公共施設の整備と適正配置
- ◆開かれた行政と行財政の効率化

7

施策の体系

基本理念

ここにしかない「個性」を大切に
どこよりも「元気」に
ともに支え合い「協働」して

将来像

人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田

1 都市基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち

- 1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
- 2 総合的な道路網の整備
- 3 公共交通基盤の整備
- 4 住環境の整備
- 5 公園緑地の整備
- 6 魅力ある景観の保全
- 7 地域情報化と電子自治体の推進

2 市民が安全・安心に暮らせるまち

- 1 危機管理体制の強化
- 2 地震、風水害、土砂災害対策の充実
- 3 消防・救急・救助体制の充実
- 4 地域防犯体制の強化
- 5 交通安全対策の充実
- 6 消費生活対策の充実

3 産業がいきいきと活発なまち

- 1 農林業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業・サービス産業の振興
- 4 観光の振興

4

だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち

- 1 地域福祉の推進
- 2 子ども・子育て支援の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 障害者福祉の推進
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 国民健康保険事業の健全な運営

5

自然と共生する資源循環型のまち

- 1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
- 2 循環型社会の推進と生活環境の保全
- 3 自然環境の保全と活用
- 4 環境教育の充実

6

人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 スポーツの振興
- 5 芸術・文化活動の振興
- 6 歴史資源の保存と活用

7

市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち ~まちづくりの進め方~

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 地域内外の交流の促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

基本計画

I 基本計画の前提

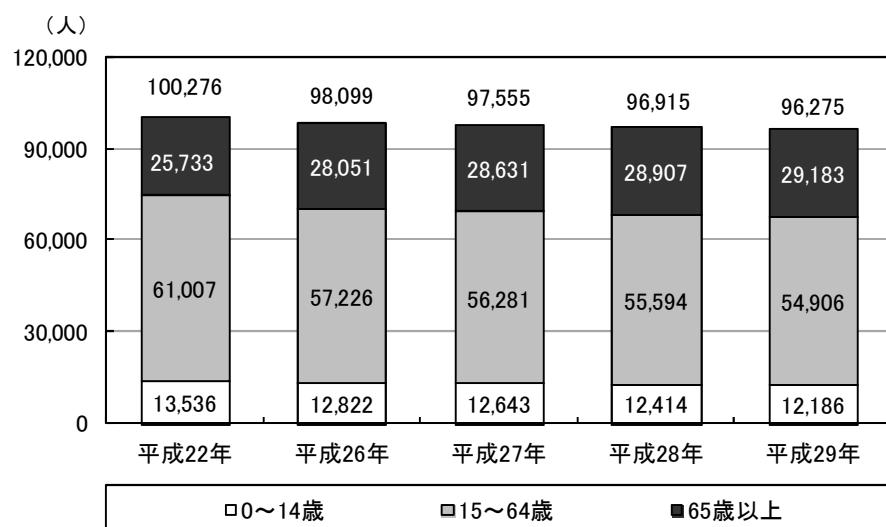
1

人口・世帯数・就業者数の将来見通し

(1) 人口の推移

人口推計によると、島田市の総人口は平成29年には96,000人に近づき、平成22年に比べて4,000人程度減少することが予測されます。高齢化率も平成29年には30.3%となり、市民の3割以上が65歳以上の高齢者となることが予測されます。

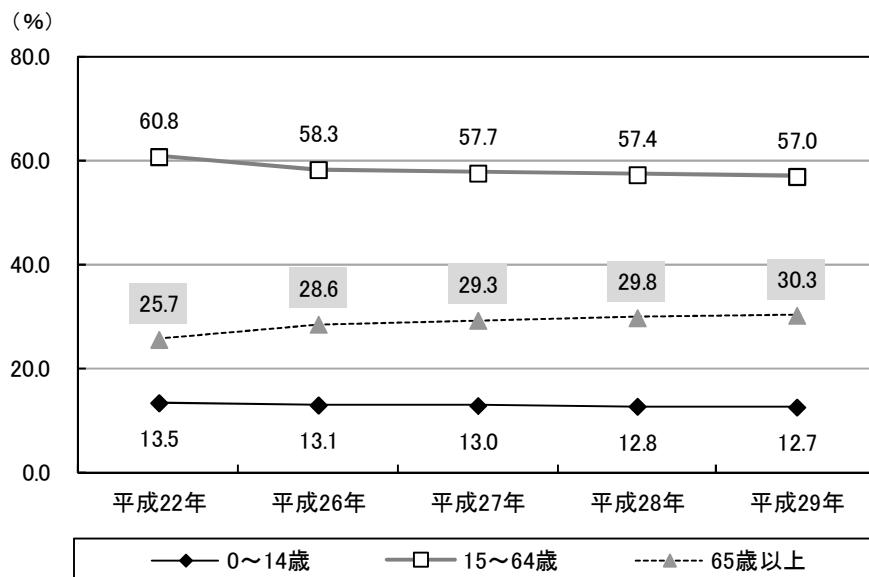
■年齢3区分別人口の推計



※平成 22 年は実績値（国勢調査）

注) コーホート要因法による算出（国立社会保障・人口問題研究所 推計）

■年齢3区分人口割合の推計



※平成 22 年は実績値（国勢調査）

注) コーホート要因法による算出（国立社会保障・人口問題研究所 推計）

●人口推計・人口割合の推計から、今後取組が求められること

- 今後、当市では年 600 人程度のペースで人口が減る予測であることから、定住促進施策を重点とした取組が求められます。
- 企業誘致による雇用拡大や子育て施策の充実により、若い世代が生活しやすい環境づくりが重要です。
- 全国平均を上回るペースで進む高齢化に対応するため、高齢者が生きがいを持って生活できる環境づくりが求められています。

※日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月)

平成 26 年度 総人口における 65 歳以上人口が占める割合 26.1%

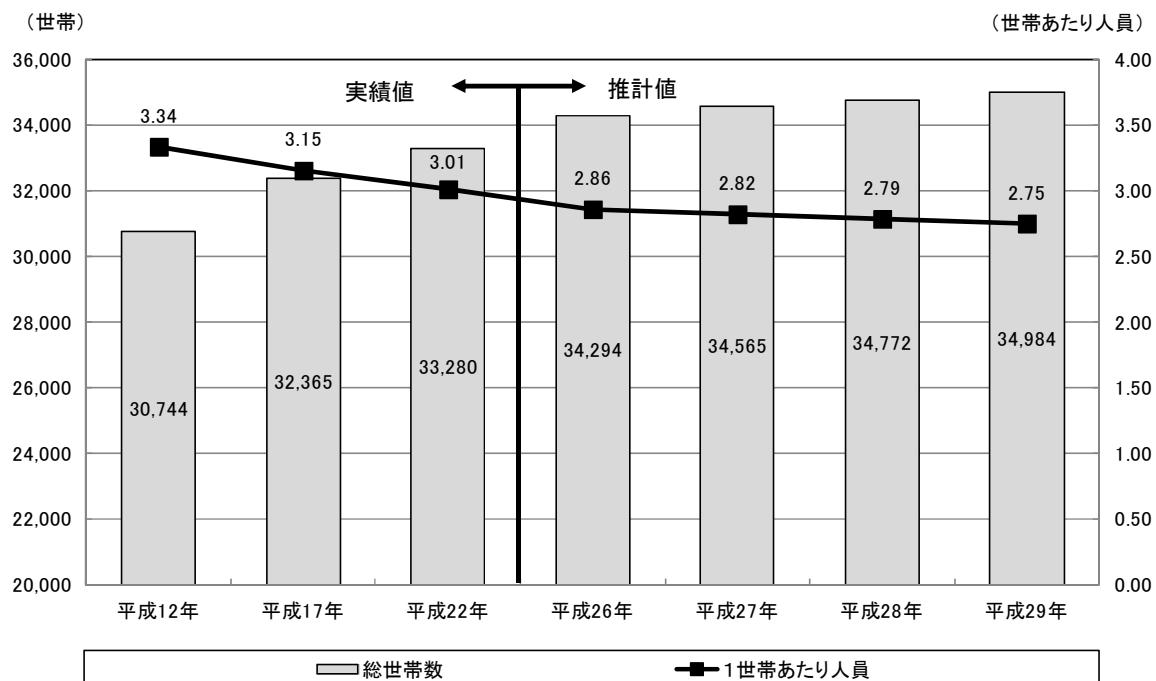
- 生産年齢人口(15 歳~64 歳)の減少につれて、税収の減が予測されることから、事業の実施においては、一層の「選択と集中」を徹底させることが必要です。

(2)世帯数の推移

総世帯数の推計では、平成 22 年の実績値である 33,280 世帯からさらに増加し、平成 29 年には 35,000 世帯にせまると見込まれます。

また、1 世帯あたりの人員は、平成 29 年には 2.75 人まで減少すると見込まれ、全国と同様に世帯が小規模化していくことが予測されます。

■総世帯数の推計



■類型別世帯数の推計

| | 実績値 | | | 推計値 | | | |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
| 単独 | 4,675 | 5,480 | 6,386 | 7,103 | 7,290 | 7,472 | 7,657 |
| 夫婦のみ | 5,183 | 5,824 | 6,185 | 6,635 | 6,754 | 6,854 | 6,956 |
| 親子 | 9,796 | 9,941 | 9,829 | 9,811 | 9,808 | 9,786 | 9,764 |
| ひとり親 | 2,227 | 2,641 | 2,899 | 3,205 | 3,286 | 3,356 | 3,428 |
| その他 (3世代など) | 8,835 | 8,422 | 7,939 | 7,486 | 7,370 | 7,245 | 7,118 |
| 施設 | 28 | 57 | 42 | 54 | 57 | 59 | 61 |
| 総世帯数 | 30,744 | 32,365 | 33,280 | 34,294 | 34,565 | 34,772 | 34,984 |

注) 対数回帰分析によって平均世帯人員を推計し、将来推計人口で割り戻すことによって算出

●総世帯数・類型別世帯数の推計から、今後取組が求められること

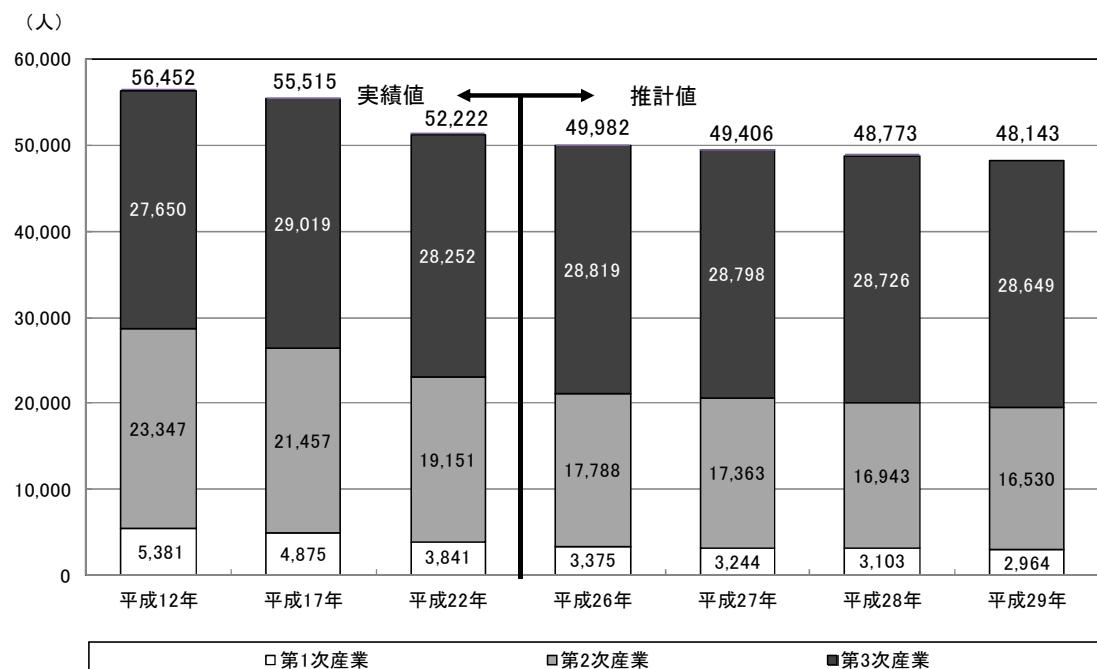
- 一世帯あたりの人員が3.0人を下回り、世代別人口推計による65歳以上の人ロ增加と合わせ、高齢者単独世帯が増えしていく見込みです。高齢者の見守りや地域の支え合いの施策に力を入れる必要があります。
- 増加傾向を示す一人親世帯への支援に取り組む必要があります。

(3)就業者数の推移

就業人口の推計では、減少傾向が継続していくことが見込まれており、平成22年の52,222人から平成29年には48,143人になると予測されます。

産業別就業人口は、第1次産業が平成22年の3,841人に対して平成29年では2,964人、第2次産業が平成22年の19,151人に対して平成29年では16,530人と、ともに大幅に減少することが見込まれます。また、第3次産業においては、28,000人台で推移し、平成29年には、28,649人になることが予測されます。

■産業別就業人口の推計



※平成12年から平成22年における分類不能の就業人口数

平成12年：74人 平成17年：164人 平成22年：978人

※推計値は、端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

注) 対数回帰分析によって就業人口割合を推計し、将来推計人口(15歳以上)で割り戻すことによって算出

●就業人口の推計から、今後取組が求められること

- ・第一次産業（農林業）従事者数が減少しています。後継者不足や耕作放棄地の増加などの課題に対し、農地集積や経営改善、就農支援に取り組む必要があります。
- ・第二次産業（製造業等）の従事者数が減少していることから、新たな企業の誘致などを進めるほか、市内中小企業に対する経営基盤強化への支援が求められます。

2

市民意識の状況

(1) 市民意識調査(住民アンケート調査)概要

- ・調査地域 : 島田市全域
- ・調査対象者 : 一般市民(20歳以上) : 3,000人(住民基本台帳より無作為抽出)
- ・調査期間 : 平成25年7月1日~7月15日
- ・調査方法 : 郵送による配布回収

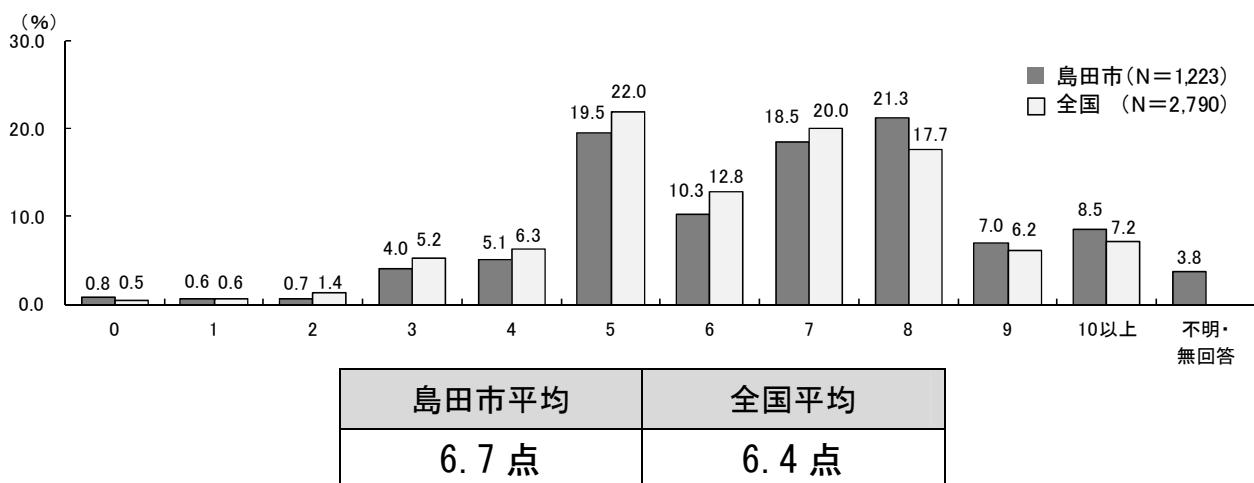
| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------|-------|-------|-------|
| 一般市民 | 3,000 | 1,223 | 40.7% |

(2) 幸福度調査の結果

市民意識調査における市民の幸福感を「現在、あなたはどのくらい幸せですか。(「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点)」という設問の調査結果では、当市の平均は6.7点で、全国平均の6.4点と比べ、0.3ポイント高くなっています。

性別では、男性の平均は6.5点、女性の平均は6.8点となっており、女性の方が0.3ポイント高くなっています。

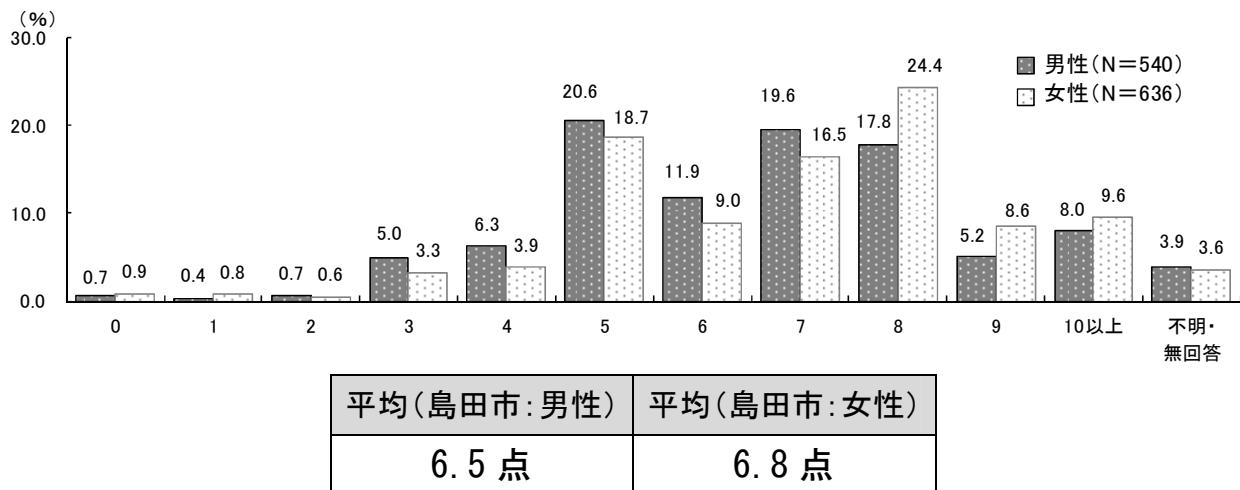
■市民の幸福感(全国との比較)



※全国については不明・無回答を除く

※全国の数値：国民選好度調査(平成23年度 内閣府)

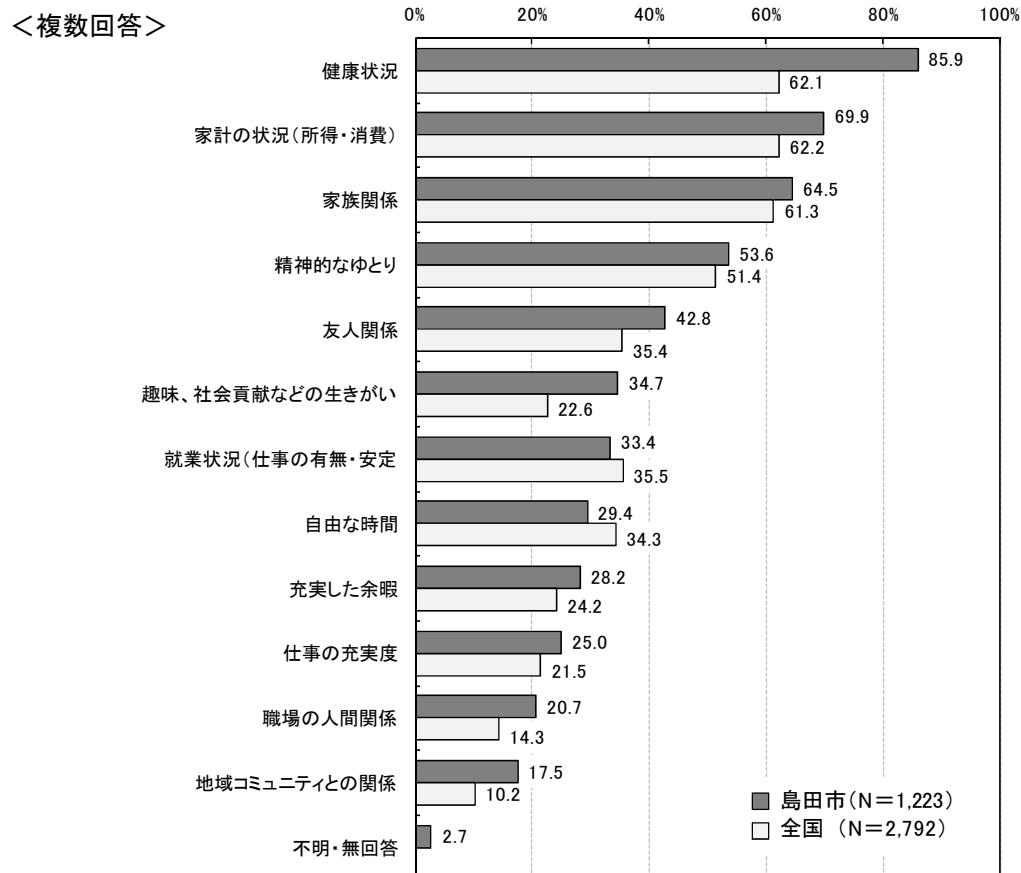
■市民の幸福感（男女の比較）



また、幸せであるために重要なことについての調査結果は、「健康状況」が85.9%と最も高く、次いで「家計の状況（所得・消費）」が69.9%となっています。

全国との比較では、健康状況を重要に考えている市民が突出して多くなっており、当市の市民は、日常から健康に配慮した生活を送っている姿がうかがえます。

■幸せであるために重要なこと



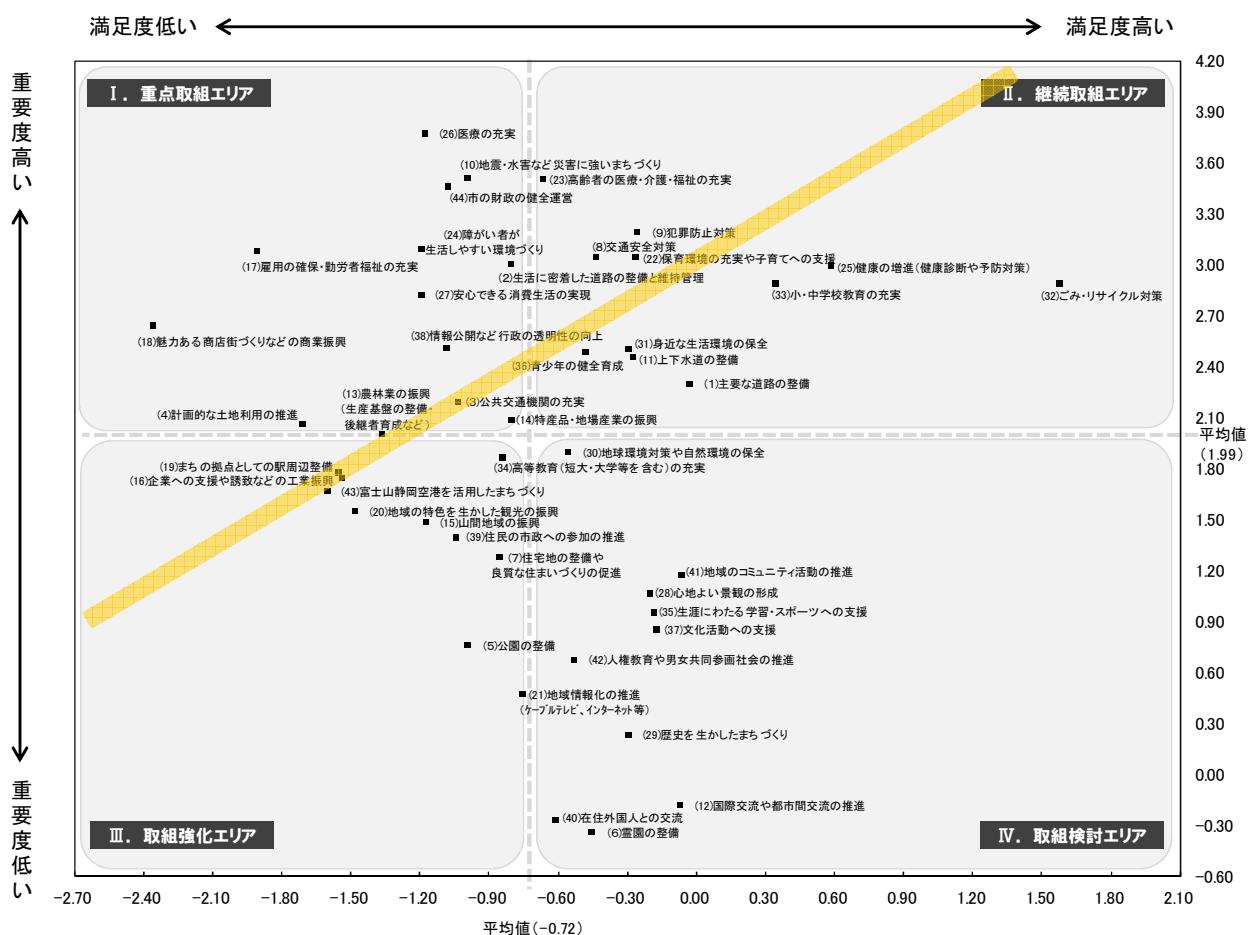
※全国については不明・無回答を除く

近年、国や地方自治体において、住民の幸福の実現を政策目標として、位置づけようという動きが活発化しています。当市においても、市民の幸福とは何か、また、どのようなまちづくりが幸福感の向上につながるかを検討し、政策に活かしていくことが重要であると考えます。

今回の意識調査結果の国との比較等はもとより、今後の意識調査においても、引き続き、市民の幸福感について確認し、経年的な変化を見ながら、幸福度の向上につながる施策を展開していきます。

(3) 市政の満足度及び重要度

■ 満足度及び重要度の点数化による分析



【分析の考え方】

市民意識調査の中で、市政に関する44の取組について、満足度と重要度を聞きました。その結果を下表のような配分で点数化し、点数の合計値を、不明や無回答を除いた回答総数で割って得られた数値（次ページ「各取組の点数一覧」）により、各取組の満足度と重要度の関係について分析しました。

分析は横軸に満足度、縦軸に重要度をとったグラフにそれぞれの取組を落とし込む方法（ポートフォリオ分析法）により行いました。（前頁図）

■満足度・重要度の点数化

| 満足度 | 得点 |
|--------|-------|
| 満足 | 5点 |
| やや満足 | 3点 |
| やや不満 | -3点 |
| 不満 | -5点 |
| わからない | 0点 |
| 不明・無回答 | 計算対象外 |

| 重要度 | 得点 |
|-----------|-------|
| 重要 | 5点 |
| やや重要 | 3点 |
| あまり重要ではない | -3点 |
| 重要ではない | -5点 |
| わからない | 0点 |
| 不明・無回答 | 計算対象外 |

■各取組の点数一覧

| 区分 | 満足度 | 重要度 | 区分 | 満足度 | 重要度 |
|------------------------------------|-------|-------|------------------------|-------|-------|
| (1)主要な道路の整備 | -0.03 | 2.30 | (23)高齢者の医療・介護・福祉の充実 | -1.19 | 3.50 |
| (2)生活に密着した道路の整備と維持管理 | -0.80 | 3.00 | (24)障がい者が生活しやすい環境づくり | 0.58 | 3.09 |
| (3)公共交通機関の充実 | -1.04 | 2.19 | (25)健康の増進(健康診断や予防対策) | -1.18 | 3.00 |
| (4)計画的な土地利用の推進 | -1.71 | 2.06 | (26)医療の充実 | -1.19 | 3.77 |
| (5)公園の整備 | -0.99 | 0.76 | (27)安心できる消費生活の実現 | -0.19 | 2.82 |
| (6)墓園の整備 | -0.45 | -0.34 | (28)心地よい景観の形成 | -0.29 | 0.95 |
| (7)住宅地の整備や良質な住まいづくりの促進 | -0.85 | 1.28 | (29)歴史を生かしたまちづくり | -0.56 | 0.23 |
| (8)交通安全対策 | -0.43 | 3.04 | (30)地球環境対策や自然環境の保全 | -0.28 | 1.90 |
| (9)犯罪防止対策 | -0.26 | 3.19 | (31)身近な生活環境の保全 | 1.58 | 2.46 |
| (10)地震・水害など災害に強いまちづくり | -1.00 | 3.51 | (32)ごみ・リサイクル対策 | 0.34 | 2.89 |
| (11)上下水道の整備 | -0.30 | 2.50 | (33)小・中学校教育の充実 | -0.84 | 2.89 |
| (12)国際交流や都市間交流の推進 | -0.07 | -0.18 | (34)高等教育(短大・大学等を含む)の充実 | -0.20 | 1.86 |
| (13)農林業の振興(生産基盤の整備・後継者育成など) | -1.36 | 2.00 | (35)生涯にわたる学習・スポーツへの支援 | -0.48 | 1.06 |
| (14)特産品・地場産業の振興 | -0.80 | 2.09 | (36)青少年の健全育成 | -0.18 | 2.49 |
| (15)山間地域の振興 | -1.18 | 1.48 | (37)文化活動への支援 | -1.08 | 0.86 |
| (16)企業への支援や誘致などの工業振興 | -1.56 | 1.78 | (38)情報公開など行政の透明性の向上 | -1.04 | 2.51 |
| (17)雇用の確保・勤労者福祉の充実 | -1.91 | 3.08 | (39)住民の市政への参加の推進 | -0.61 | 1.39 |
| (18)魅力ある商店街づくりなどの商業振興 | -2.36 | 2.64 | (40)在住外国人との交流 | -0.07 | -0.27 |
| (19)まちの拠点としての駅周辺整備 | -1.53 | 1.75 | (41)地域のコミュニティ活動の推進 | -0.53 | 1.17 |
| (20)地域の特色を生かした観光の振興 | -1.48 | 1.55 | (42)人権教育や男女共同参画社会の推進 | -1.60 | 0.67 |
| (21)地域情報化の推進 (ケーブルテレビ、インターネット等) | -0.76 | 0.47 | (43)富士山静岡空港を活用したまちづくり | -1.08 | 1.67 |
| (22)保育環境の充実や子育てへの支援 | -0.26 | 3.05 | (44)市の財政の健全運営 | -1.19 | 3.46 |

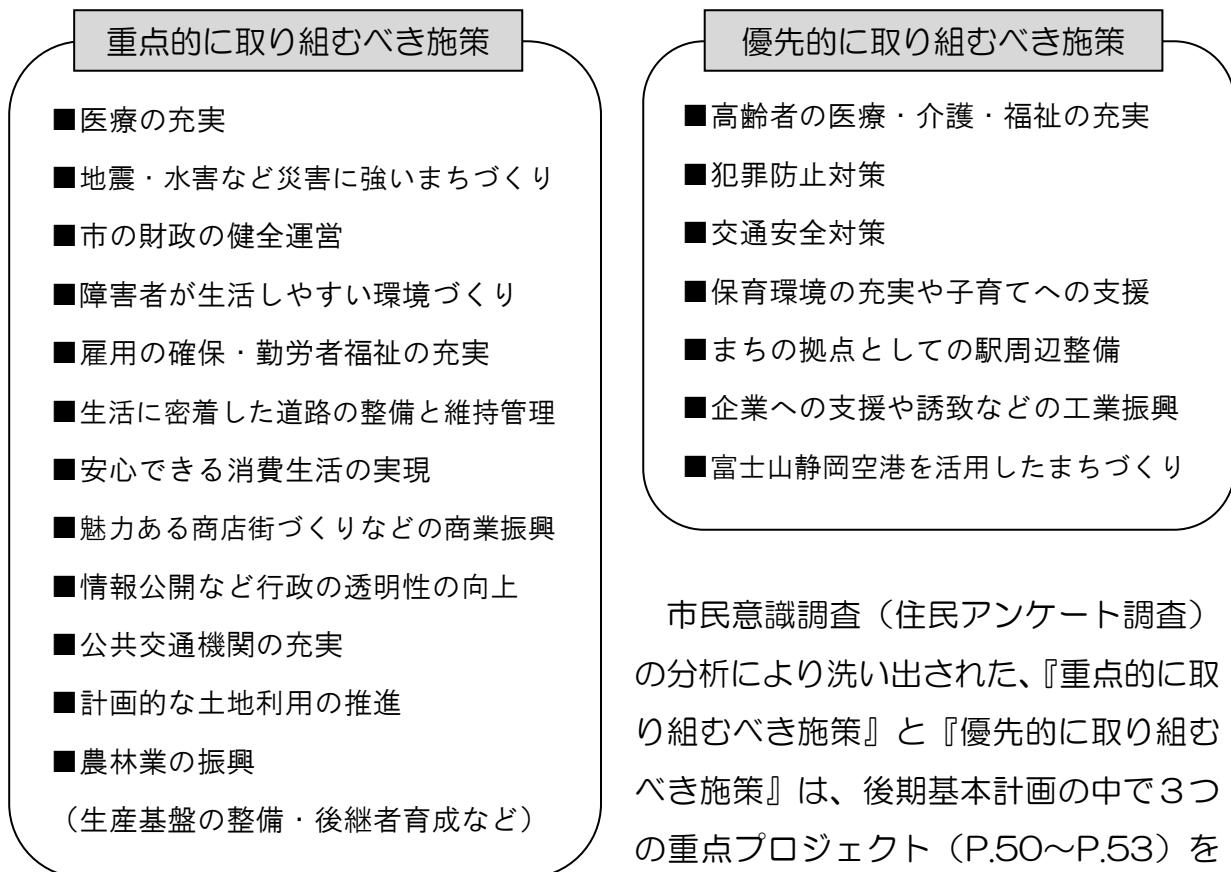
※点数については、小数点以下第3位を四捨五入して表示

満足度、重要度の各々の平均値のラインを縦・横に引くと、グラフの領域が4分割され、それぞれのエリアを以下のとおり位置付けました。

| | | | | |
|-----|--------|--------|---|---------|
| I | 満足度（低） | 重要度（高） | → | 重点取組エリア |
| II | 満足度（高） | 重要度（高） | → | 継続取組エリア |
| III | 満足度（低） | 重要度（低） | → | 取組強化工リア |
| IV | 満足度（高） | 重要度（低） | → | 取組検討エリア |

その結果、重要度が高いにもかかわらず、市民の満足度が低い取組が存在する「I. 重点取組エリア」に属する以下の12の項目を『重点的に取り組むべき施策』としました。

また、グラフの右上角と左下角を結ぶ対角線と平行に、重点取組エリアを含む位置に補助線を引き、この補助線周辺から左上の領域に位置する、重点的に取り組むべき施策以外の7の取組を『優先的に取り組むべき施策』としました。



市民意識調査（住民アンケート調査）の分析により洗い出された、『重点的に取り組むべき施策』と『優先的に取り組むべき施策』は、後期基本計画の中で3つの重点プロジェクト（P.50～P.53）を構成する取組として位置付けられています。

3

近年の社会情勢

(1) 少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本の総人口は、平成17年に戦後はじめて減少に転じ、本格的な人口減少社会が訪れています。今後も出生率の低下によるさらなる少子化の進行や、平均寿命の伸長による高齢化の急速な進展が見込まれ、生産年齢人口の減少に歯止めがかかるない情勢となっています。また、人口減少社会の到来にあたり、現行の社会保障制度における負担の増大、地域コミュニティの担い手不足の進行、高齢者単独世帯の増加など、地域社会にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

右肩上がりの人口増加による成長型社会の時代は終わりました。今後は、財政的な制約が強まるなか、ひとを主体に生活の質を高め、心の豊かさに価値を置く、成熟型社会に対応したまちづくりへの取組が重要となっています。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生により、これまでの防災対策の見直しと、地域のつながりの大切さが再認識されています。当市においても、今後予想される南海トラフ巨大地震などの災害に備えて、災害への総合的な対応力向上と、危機管理体制の構築が必要となります。市民、地域、企業、行政などさまざまな主体が、これまで以上に防災意識を高め、連携・協働した一体的な取組を進めることが必要です。

また、高齢者や子どもを巻き込んだ犯罪の凶悪化、インフルエンザなどの感染症による健康被害の発生など、日常生活における不安も高まっており、市民が安全・安心に暮らすことのできる社会が求められています。

(3) 価値観・ライフスタイルの変化

近年、経済的な豊かさよりも心の豊かさを求めようとする社会的な傾向や、単身世帯、高齢者世帯の増加による環境の変化などから、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

このような社会においては、だれもが自分らしく生活するとともに、地域社会を構成する一人ひとりがお互いの個性を認め合いながら、自己実現や社会貢献ができる環

境づくりが求められます。知識や経験が豊富な高齢者や、さまざまな市民活動団体、NPO、ボランティアなど、多様な主体の社会参加を積極的に支援することが必要となっています。

(4) 経済・雇用情勢の変化

経済のグローバル化や円高の進行に伴う国内産業の空洞化は、地域経済に大きな影響をもたらしています。

さらに、雇用情勢の悪化に加え、終身雇用制や年功序列型の雇用形態の変化により、非正規雇用労働者が増加するなど、格差社会の傾向が顕著となっています。

こうしたなか、新卒者や既卒者に対する就職支援に加え、意欲ある女性や高齢者が安心して働く就業施策の充実など、新しい雇用環境の整備が必要となっています。ニートと呼ばれる職を持たない若者の増加も深刻な問題であり、雇用の場の確保や若者の就労意欲の向上も課題となっています。

(5) 高度情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な発展や、パソコン、携帯電話などの情報通信機器の普及によって、人々の暮らしや企業の経済活動は大きく変化しています。今後も、発展を続ける情報通信技術に対応したインフラ整備を進めるとともに、市民と行政との信頼関係を築くためにも、市民意見の収集や市民への情報発信など、情報通信技術を効果的に活用する施策の充実が必要です。

一方で、情報化の進展は、個人情報の漏洩や無秩序な情報の氾濫、インターネット上のいじめや中傷、情報格差など高度情報化社会の進展により、さまざまな弊害が生じており、安全・安心の確保がより強く求められています。

(6) 環境保全意識の広がり

世界規模では、生産・消費活動の拡大が続いている。食糧、資源、エネルギーなどの需要増大は、地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の深刻な環境問題へと発展しています。

地域社会においても、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会の営みを改め、資源循環という観点で、ごみの減量化やリサイクル、省エネルギー設備の普及、再生可能エネルギーの利活用を推進するなど、さらなる自然環境への配慮が求められています。

限りあるエネルギーを有効利用しながら、市民と企業、行政が互いに協力する、持続可能な環境共生型社会を構築することが必要となっています。

(7)市民参画・市民協働の拡大

少子高齢化の一層の進行や、社会の成熟化に伴い、市民の行政へのニーズはますます高度化・多様化しています。地域課題に的確に対応し、持続的なまちづくりを進めるためにも、市民や各種団体、企業などが積極的に参画する「協働のまちづくり」が必要となっています。そのため、主体的な市民参画の機会を拡充し、市民と行政が果たすべき役割を共有しながら、一体となってまちづくりを推進することが求められています。

また、従来の自治会を中心とした地縁型コミュニティにとどまらず、福祉、防災、環境などの多様な分野におけるまちづくり主体の育成や、市民と行政が課題の解決に向けて、知恵と力を出しあえる環境づくりが必要となっています。

(8)地方分権の進展と行財政基盤の強化

地方分権に関する法整備が進められたことにより、国と地方の役割が見直されています。今後は、それぞれの自治体が地域の実情に即した施策を、市民とともに展開することが一層重要となっています。

このため、厳しさを増す財政状況のなかで、持続可能なまちづくりが推進されるよう、自らの進むべき方向を自らの責任と判断のもとに実行する、地域の実情に沿った施策を進めていくことが求められています。

特に、行財政運営においては、景気の低迷や社会保障関係経費の増加などにより、今後一層厳しさを増すことが予想されることから、市税などの収入の増加を図るとともに、都市基盤を計画的に整備しつつ、市民のまちづくりへの自主的な参画を推進し、効率的な経営を行うことが求められます。

4

まちづくりの主要課題

人口や世帯の状況、市民の意識、社会情勢などを踏まえ、後期基本計画期間の4年間に取り組むべきまちづくりの主要な課題について以下に示します。

(1)都市基盤分野

当市は、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などにより、国内でも有数の交通基盤が充実した地域となりました。この強みを有効に活用することで、さらなる産業の活性化や交流人口の増加など、さまざまな可能性が広がることが期待されています。

高速交通の結節点としての機能を十分に活かすためには、富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺等の都市的土地区画整理事業を進める必要があります。そのなかで高速道路や空港へのアクセス性を高める幹線道路のネットワーク整備が重要な要素となっています。さらに、市民生活に密着する生活道路についても計画的に改良・修繕を行い、快適な住環境を形成していくことが必要です。

地域住民の足となるコミュニティバスなどの公共交通機関は、高齢者や学生等の貴重な交通手段であることから、日常生活における交通の利便性の低下とならないよう公共交通機能の維持・充実を図ることが必要です。

また、少子高齢化に対応するため、子育てに適した、高齢者に優しい居住環境の整備が求められています。特に、急速に人口減少が進む川根地区や伊久身地区の中山間地域における定住促進を進めていくことが必要です。さらに、当市の特色である「ばらのまちづくり」を推進し、公園緑地を整備するなど、快適な住環境の確保と緑豊かな都市空間の形成に取り組む必要があります。

(2)安全・安心分野

全国で頻発している局地的な集中豪雨や、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などへの対策が急務となっています。南海トラフ巨大地震をモデルとした「静岡県第4次地震被害想定」における当市の最大震度は7となっており、個人・地域・行政、それぞれの備えが重要となります。市民は、自分の身は自分で守るという自助意識のほか、避難の際に支援が必要となる人を地域で助け合う共助の意識を高めていく必要があります。

があることは言うまでもありません。

東日本大震災の教訓を得たこの時期に、市民の防災意識を高め、自主防災組織の強化を進めるとともに、災害時に的確な対応ができるよう、防災体制の整備を進めることが必要です。公共施設や民間住宅の耐震化の推進、総合的な風水害対策、消防・救急・救助体制の充実など、災害に強いまちづくりに取り組むことが急務となっています。消防については、効率的な消防活動を実現できるよう広域化を進め、消防力の強化を図っていくことが求められています。

また近年、凶悪化、複雑化している犯罪への対応や、増加傾向にある高齢者の交通事故、また、消費者被害の防止についても、市民一人ひとりの意識を高め、行政の支援のもとに、地域ぐるみで対策に取り組む必要があります。

(3)産業振興分野

当市では、茶を中心にさまざまな農産物が生産されています。しかしながら、価格の低迷や従事者の高齢化、担い手不足により、生産の維持が難しくなってきています。また、林業についても、農業と同様の課題を抱えており、中山間地域における山林の荒廃が進んでいます。

これらの課題を解決するためには、農業生産基盤や営農形態の整備・充実により生産性の向上を図るとともに、地産地消の推進やそれぞれの産物についてのブランド化などにより、消費拡大や高付加価値化を進めていくことが重要です。また、農地や山林がもつ多面的機能が発揮されるよう、その維持管理を進めていく必要があります。

工業については、交通結節点としての優位性や大井川の水資源の豊富さを背景に多数の優良企業が集まっています。その一方で、近年は、製造業の事業所数、従業者数が減少の傾向を見せており、若者から高齢者までの多くの人が働くことができる魅力ある雇用の場を確保することが必要です。

商業を取り巻く環境は著しく変化しています。モータリゼーションの進展や郊外大型店の出店などにより、消費者の購買行動が多様化し、地域コミュニティの一翼を担う商店街の活気が弱まっています。こうしたなか、中心市街地をはじめ、各商店街のにぎわいの創出や個店の魅力づくりを支援し、活力ある再生につなげいかなければなりません。

近年、観光客のニーズは多様化しており、体験・交流型の旅行の需要が高まっています。当市は大井川鐵道のSL、旧東海道にちなんだ歴史資源、川根温泉など豊富な観光資源を有しています。しかしながら、日帰り観光が多く、滞在性・回遊性に

欠け、資源を十分に活かしているとはいえない状況にあります。川根温泉ホテルを活用した観光拠点の整備や観光ボランティアガイド等の人材育成を進めるとともに、情報の発信について近隣自治体と連携を図り、観光地としての魅力を高めることで、交流人口の拡大につなげていくことが求められています。

当市の将来像「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」の実現に向けて、中山間地域が持っている自然環境や農林産物、歴史・文化といった豊かな地域資源を活かし、地域住民と都市部住民の交流の場として整備を進めることができます。そのため、官民の協働による地域資源の創出・再認識、その利活用を図る積極的な取組が求められています。

(4) 健康福祉分野

当市においても、人口の減少を伴う少子高齢化が進行しており、高齢化率は26.7%（平成25年4月1日現在）となっています。今後もその傾向が続いていると考えられることから、ひとり暮らし高齢者や介護が必要な高齢者への支援を進めることができます重要となります。

特に、健康寿命の延伸を目的とした若年期からの健康づくりや、高齢者への介護予防・生きがいづくりを進めなければならないと同時に、元気な高齢者の活力をまちづくりに活かしていくことが求められています。

また、核家族化の進行や社会経済状況の変化による女性の社会進出を背景に、乳幼児の保育ニーズが高まるなど、子育てをめぐる状況が変化しています。次世代を担う子どもたちの健やかな成長や健康な生活習慣づくりの取組を進めるとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実も求められています。

医療面では、島田市民病院に耐震不足や老朽化の問題があり、新島田市民病院建設に向けた早急な対応が求められています。また、医師などの確保も課題となっており、安心して暮らすための医療環境の維持・整備が期待されています。

保健・医療・福祉の課題は、社会環境の変化に伴って複雑化・多様化していることから、行政のみならず、市民・地域・団体・事業者等、多様な主体が連携して対応していくかなければなりません。

(5) 自然環境分野

当市は、市の中央を流れる大井川や豊富な地下水、市域の3分の2を占める森林など、豊かな自然環境に恵まれています。しかしながら、それらの恵まれた自然を保全するため、温暖化をはじめとした地球規模での環境変化とともに、市民生活や事業活動が与える環境への負荷にも対応していく必要があります。

当市の自然環境は、多様な生き物を育む貴重な資源であるとともに、市民の暮らしや産業の基盤となっています。環境に関する情報発信や環境教育を推進し、市民・事業者の意識の向上を図ることで、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、その保全を進めていくことが必要です。

人々の環境に対する意識が高まるなか、市民・事業者・行政が一体となって、自然環境の保全はもとより、豊富な水資源と太陽光や風力をはじめ、水力、バイオマス、温泉付隨ガスなどの再生可能エネルギーの活用を推進し、自然環境と共生したまちづくりを進めていくことが求められています。

(6) 教育文化分野

少子化に伴い児童・生徒数が減少傾向を示すなど、教育を取り巻く環境が大きく変化しています。「心を育てる」ことに重点をおき、「和文化教育」などの特色ある教育活動を進める当市の教育方針を大切にしながら、今後の教育方法や学校施設のあり方について検討を進めていく必要があります。

生涯学習の面では、しあだ楽習センターや東海道金谷宿大学の講座を軸にさまざまな学習環境を提供し、市民の意欲に応えてきました。今後は、定年を迎えた人が身に付けた経験・知識をさらにみがき、地域へ還元する機会を設けるなど、高齢者が生きがいを持って生活できる仕組みづくりが必要となっています。また、情報や知識の取得拠点となる図書館については、川根図書館の移転整備や島田・金谷図書館の利用促進により、さらなる市民の読書機会の増加が見込まれ、地域課題の解決や学習・趣味活動への波及効果が期待されます。

スポーツについては、「しあだ大井川マラソン in リバティ」をはじめとした各種スポーツ大会の開催やスポーツ施設の整備などにより、多くの世代がスポーツに親しめる環境が整っています。今後は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などへの支援により、スポーツ人口の裾野を広げる取組を進めるほか、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを目的としたニュースポーツの普及強化に取り組む必要があります。

さらに、当市は伝統文化・歴史資源にも恵まれています。大井川に由来する数多くの歴史文化資源のほか、全国有数の茶産地として、また茶器として高い価値をもつ志戸呂焼などの産地として、伝統が息づく茶文化を教育や観光、まちづくり等のさまざまな分野において、有効に活用していくとともに、次世代に受け継いでいくことが重要です。

(7)住民自治・行財政分野

当市では、市民活動団体や地域コミュニティ団体などによる活動が活発に展開されており、こうした活動はまちづくりにおいても大きな役割を担っています。

また、市民が自主的に幅広い分野から参加する「ゆめ・みらい百人会議」を立ち上げるなど、協働の視点に基づいたまちづくりを進めています。今後は、市民や地域が主体となり、活動がより促進されるような仕組みを構築していくことが重要です。

地域コミュニティ団体等の多様な主体が行政との協働を進めることで、魅力ある地域づくりや地域活動の活性化が期待されます。

国・地方を通じて財政は厳しい状況にあり、当市においても平成24年度決算で、経常収支比率が89.8%、一般会計市債残高が428億円となるなど、財政の硬直化が進行しています。今後、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が予測されており、財政の健全性確保が急務となっています。

また、公共施設については、島田市民会館など耐震性に課題のある施設や、合併により重複する施設なども有することから、将来における維持管理費の増大も懸念されます。それぞれの施設の築年数や耐震状況、利用状況等の実態を把握し、各施設のあり方を検討していく必要があります。

これからの行政経営は、地方分権の進展や社会情勢の変化に対応し、公正かつ効率的に進めていくことが求められています。人材の質の向上や組織力の強化を図るとともに、これまで以上に事業や業務の効率化を進めることができます。市民が求める行政サービスを的確に提供できる体制を整え、市民団体やコミュニティ団体と協働を図り、サービスの維持・向上に努める必要があります。

5

前期計画の評価と後期計画への施策の位置づけ

後期基本計画を策定するにあたり、前期において設定、実施した4つの「重点プロジェクト」の中の主な施策を評価し、後期基本計画に位置付ける施策について検討しました。

■前期基本計画における重点プロジェクトと主な施策

(1) 空港と大井川の活用プロジェクト

◆交通を活かした産業やスポーツ・文化の拠点づくり

(2) まちの魅力の向上と情報発信（シティプロモーション）の推進プロジェクト

◆まちの魅力（観光資源、お茶、中山間地域など）の向上と情報発信

(3) 心身ともに健康な人づくりプロジェクト

◆健康で心豊かな人づくり、地産地消と食育の地域づくり、スポーツや温泉を活用した健康づくり、安心・安全・適切な医療サービスの提供と地域福祉の推進

(4) 元気なまち推進プロジェクト

◆中山間地域振興、森林の保全・活用、中心市街地の活性化、安全・安心の体制づくり

■前期基本計画の評価と後期基本計画への施策の位置付けの考え方

« 1. 交流拠点の整備 »

全国レベルの市民マラソン大会として認知された「しまだ大井川マラソン in リバティ」や大井川流域の魅力を十分に堪能できるさまざまなイベントの開催により、交流人口の拡大について一定の成果を得ています。

また、富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷ICなどの高速交通結節点へのアクセス性の向上を図るため、国道1号バイパスや国道473号の4車線化などの事業が進められています。

後期基本計画においては、富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷IC周辺地域のポテンシャルをさらに高めるため、線的整備だけでなく、土地利用の転換を図った上で面的な整備も積極的に進めるとともに、これらを活用した人と産業・文化的な交流拠点づくりを目指していきます。

≪2. 農林業の振興≫

農林業従事者の高齢化や後継者不足は全国的な課題となっており、最早、待ったなしの社会問題と化しています。

当市においても、農業従事者の減少による耕作放棄地の増加に歯止めがかからず、これまで取り組んできた経営改善や担い手育成に関する施策は十分な成果を上げるところまでは至っていません。林業においても、国内産木材価格の低迷や、これに起因した後継者不足などにより放置山林が増加し、本来森林が持つ治山・治水機能や二酸化炭素吸収源としての自然環境保全機能の低下が大いに危惧されている状況です。

また、基幹作目である茶業に関する、農業生産工程管理手法の認証取得の奨励やPR事業などさまざまな支援策を講じてきたものの、全国的な消費量の減少や価格の低迷、他産地の台頭などにより、その効果の発現は難しい状況となっています。

後期基本計画では、この現状を踏まえた施策の位置付けが必要となります。TPP交渉による影響や減反政策をはじめとする国の動向を注視するなかで、大胆で新しい独自の取組とこれまでのきめ細かな取組の両面からの対応が必要です。これまでの生産振興に加え、消費・需要拡大にも軸足を据えて、安全・安心な地場農産物の生産、地産地消の推進、地域材の活用などを位置づけていきます。

とりわけ茶業に関しては、茶草場農法の世界農業遺産登録や和食のユネスコ無形文化遺産登録を追い風とし、歴史と伝統を誇る当市の茶産業や茶文化を国内外に積極的に発信していくための施策を盛り込んでいきます。

≪3. 商業の振興≫

モータリゼーションの進展や大型店の郊外への出店、さらに、インターネット通販など消費者の購買行動が多様化し、市内各地域の商店街を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

特に、中心市街地については、にぎわい創出を狙いとして駅の至近に「おび・りあ」を整備したところですが、一定程度の集客は確保されたものの、まちの回遊性の向上といった当初予測していた効果は、いまだ十分とは言えません。

これまで市では、再開発事業や区画整理、おび通りの設置などのハード面の整備と並行して、個店を支援するソフト事業も同時に進めてきました。今後は、これらに加え、各商業者のやる気を引き出す新たな戦略を用意することが必要です。

後期基本計画では、商店街のにぎわいの創出や個店の魅力づくりの支援を行うことで、個々の商店主のやる気を引き出すとともに、経営者同士のネットワークづくりや商店街全体としての活力の醸成を図っていきます。

《4. 地域医療の充実》

平成16年に施行された新医師研修制度に端を発した医師の偏在は大きな社会問題となっており、地方都市の地域医療を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

当市においても、島田市民病院では医師や看護師の不足は深刻かつ差し迫った問題となっています。これに対し、これまであらゆる対策を講じてきていますが、いまだ十分な成果を上げるまでには至っていません。ただ、病院の経営自体は、前期基本計画期間中に策定した「病院改革プラン」に沿って、経営形態を見直すとともに経営改善に取り組んだ結果、平成22年度の経常収支は11年ぶりに黒字へと転換することができました。

また、市民病院が抱える喫緊の課題である「施設・設備の老朽化と耐震性能不足」に関しても、前期基本計画期間には、新病院建設に向けた基本構想や基本計画の策定に取り組んできたにもかかわらず、建設場所の決定が難航するなど、その進捗はかばかしくありません。

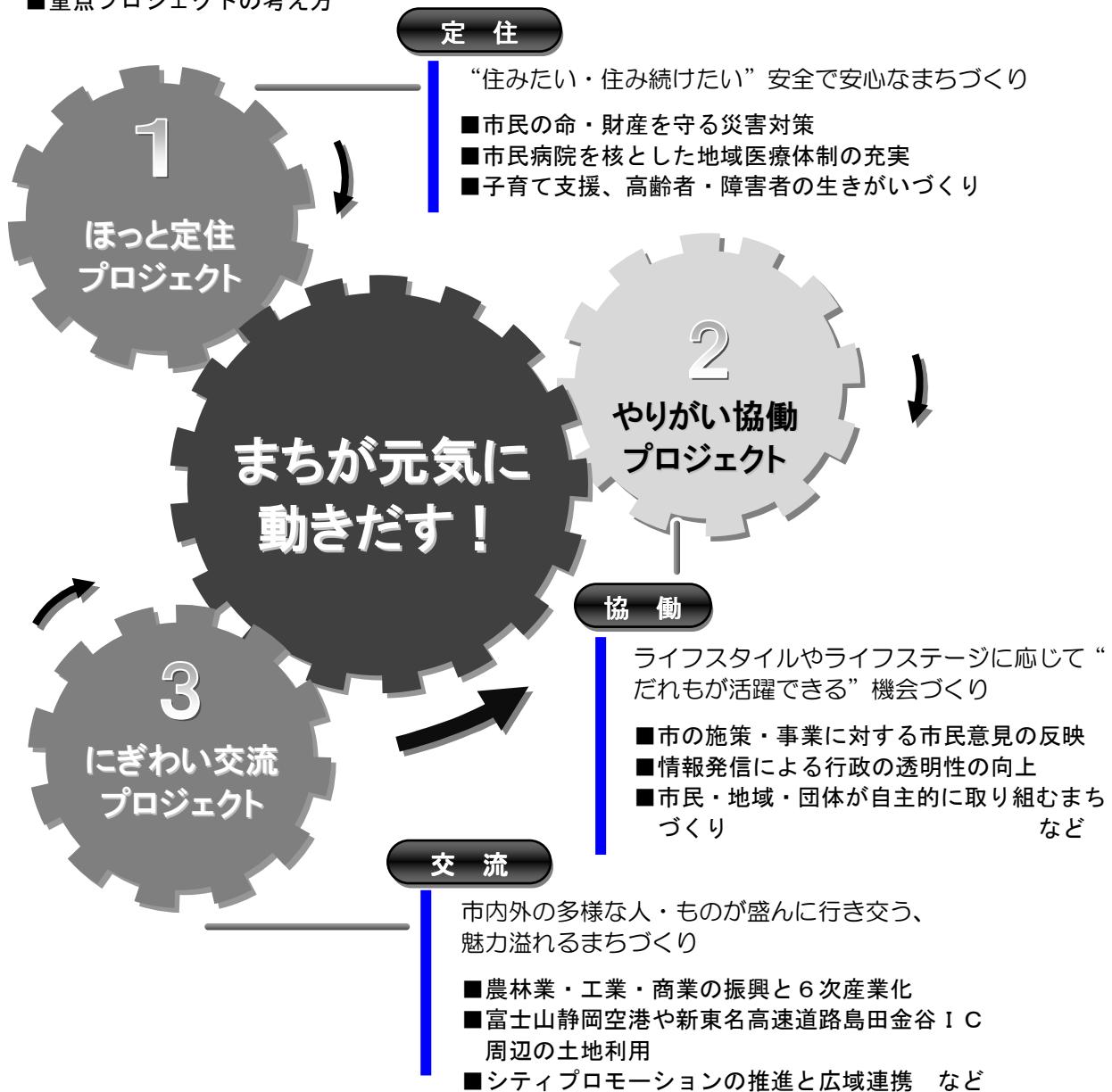
後期基本計画ではこれまでの経緯を十分に踏まえ、医師確保などの課題解決へ道筋をつけていくとともに、新病院の建設に向けた取組をより具体的に計画へ位置付け、施設・設備の更新とこれによる医療人材の確保を図っていきます。

II 重点プロジェクト

人口減少社会、少子高齢化社会を迎え、地域経済が低迷するなか、当市の将来像である「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を実現するためには、限られた資源（ひと・もの・財源等）を有効に活用し、重点的かつ戦略的に各施策に取り組む必要があります。

このことを踏まえ、後期基本計画では、人口減少社会における持続・発展可能なまちづくりを進めるため、「ほっと定住プロジェクト」「やりがい協働プロジェクト」「にぎわい交流プロジェクト」の3つの重点プロジェクトを立ち上げ、重点的に各施策を展開していきます。

■重点プロジェクトの考え方



まちが元気に動きだす！
重点プロジェクト

1

ほっと定住プロジェクト

“住みたい・住み続けたい”

安全で安心なまちづくりによる定住促進

住みたい、これからも住み続けたいと感じる満足度の高い住民サービスを提供していくため、次の3点を重点とした施策に取り組んでいきます。

- ①南海トラフ巨大地震やゲリラ豪雨などの自然災害、危険性の高い感染症、さらにテロや武力攻撃などのあらゆるリスクから市民の命や財産を守ることが喫緊の課題となっています。このため、平常時における備えのほか、有事に迅速な対応ができる体制の整備を進めています。
- ②全国的な問題として地方病院の医師不足やこれを主因とする地域医療の崩壊など、医療に対する不安が増大しています。当市においては、医師・看護師等の確保や新島田市民病院の整備を重点に、地域の医療環境を充実させ、安全で安心な医療体制の構築に努めています。
- ③子育て家庭への支援をはじめ高齢者の元気づくり、障害者に対する地域の理解促進などだれもが暮らしやすい、少子高齢化社会に対応したまちづくりを進めています。

このほか、雇用の確保、交通安全や犯罪防止対策など、さまざまな分野の施策を総合的に展開し、効果的な定住促進対策を推進します。

■ほっと定住プロジェクトを構成する取組

(重点的に取り組むべき施策・優先的に取り組むべき施策から[P. 38])

- 医療の充実 (医師などの確保、新島田市民病院の整備、地域医療体制の充実)
- 地震・水害など災害に強いまちづくり (危機管理対策の強化や住宅・公共施設の耐震化)
- 障害者が生活しやすい環境づくり (相談・生活支援体制の充実や障害のある人の就労支援)
- 雇用の確保・勤労者福祉の推進 (中小企業の経営支援や雇用の創出、起業支援など)
- 生活に密着した道路の整備と維持管理 (道路側溝の整備や舗装の改修など)
- 安心できる消費生活の実現 (消費生活相談体制の充実)
- 公共交通機関の充実 (バス交通体系の見直しやデマンド型乗合タクシーの導入)
- 高齢者の医療・介護・福祉の充実
(住み慣れた地域・家庭で暮らせるサービスの実施や見守り合う事業の実施)
- 犯罪防止対策 (地域防犯体制の整備)
- 交通安全対策 (交通安全運動の推進と意識の向上)
- 保育環境の充実や子育てへの支援 (子育て環境の整備や子育て家庭への支援)



やりがい協働プロジェクト

ライフスタイルやライフステージに応じて

“だれもが活躍できる”機会づくりによる協働推進

これからのまちづくりにおいて、大幅な人口増加を見込んだ成長型の施策展開は難しくなっています。人口減少社会において、まちの活力の維持・拡大を図るためには、「定住人口」「交流人口」という従来の考え方方に加え、「まちづくり活動に取り組む市民」の増加による市民・行政の協働のまちづくりが重要な要素となっています。

協働のまちづくりを進めていく上でポイントになるのは、市民・行政それぞれの情報について共有を図ることです。そのため、行政は正確かつ新鮮な情報を積極的に提供するとともに、一層の行政運営の透明性向上、財政運営の健全性確保に取り組むほか、市民の行政ニーズを的確に読み取る能力が求められています。

一方、市民は自主的にまちづくりに参加し、自ら考え、実行する活動が必要です。

市民と行政が情報共有を図り、「ゆめ・みらい百人会議」などの開催を通じてまちづくりに対する市民の意識を高め、人との絆、地域との絆を深めることで人口減少社会に対応できるまちづくりを目指していきます。

■やりがい協働プロジェクトを構成する取組

(重点的に取り組むべき施策・優先的に取り組むべき施策から[P. 38])

■市の施策・事業などに対する市民意見の反映

■市民と行政の協働のまちづくりの推進

(自治基本条例の制定、自治会・NPO法人への支援など)

■市の健全な財政運営

(中長期の展望に立った健全な財政運営、財務状況の公開)

■情報公開など行政の透明性の向上

(市の意思決定に関する情報などの提供や事業仕分けなど)



にぎわい交流プロジェクト

市内外の多様なひと・ものが盛んに行き交う 魅力あふれるまちづくりによる交流促進

活力に満ちたまちづくりを進めていくためには、産業の活性化と多様な主体による積極的な交流を促進する必要があります。

そのため、主要産物である茶の生産をはじめとした農林業と商工業との融合による6次産業化の推進のほか、工業用地の創出、各交通結節点を接続する広域交通網の整備など、当市がものづくりや物流分野において起点となる横断的な施策の展開が必要です。大きな可能性を秘める富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷インターチェンジの周辺地域については、都市的土地区画整理事業による有効活用を検討していきます。

さらに、社会基盤の整備により日本有数の交通結節点となった地の利を最大限に活用し、大井川鐵道のSLや川根温泉などの観光資源のネットワーク化、近隣自治体との観光連携施策の推進等により、地域内外のひとが交流する、魅力あふれるまちづくりを進めています。

■にぎわい交流プロジェクトを構成する取組

(重点的に取り組むべき施策・優先的に取り組むべき施策から[P.38])

■魅力ある商店街づくりなどの商業振興

(商店街のにぎわい創出や経営支援、ブランドの認証など)

■計画的な土地利用の推進

(富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷IC周辺等の都市的土地区画整理事業)

■農林業の振興

(農林業経営の支援、茶の生産基盤強化と消費拡大、6次産業化、農地保全)

■まちの拠点としての駅周辺整備

(島田駅周辺を中心とした市街地の活性化)

■企業への支援や誘致などの工業振興

(工業用地の開発、企業誘致の推進)

■富士山静岡空港を活用したまちづくり

(県と連携した空港周辺地域の活性化、観光情報の発信)

基本計画の見方

